

令和2年2月17日

ご利用者の皆様へ

こてはし温水プール

## 敷地内全面禁煙のお知らせ

日頃より当施設をご利用いただきまして誠にありがとうございます。

さて、令和元年7月1日に「改正健康増進法」の一部が施行されたことに伴い、行政機関の庁舎等の第一種施設については同日から敷地内全面禁煙となっておりますが、千葉市ではご利用者の健康増進を図るため、市内のスポーツ施設（原則、第二種施設）におきましても、令和2年4月1日から敷地内全面禁煙とさせていただくこととなりました。これにより敷地内の喫煙場所は撤去させていただきます。

皆様におかれましては趣旨をご理解いただき、ご協力のほどお願い申し上げます。

以上